

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成29年4月1日～平成29年9月30日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（3件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 1件

・人身事故

相手方に頸椎捻挫の傷害を与えたもの 1件

相手方に頭部打撲の傷害を与えたもの 1件

その他（1件）

臨時的任用職員に対し迷惑行為をしたもの 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

開催回数 1回

会議内容 旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について 他